

「ネット時代の被害者報道」

日 時：2018年1月30日(火) 午後6時30分～

場 所：日本新聞協会 8階会議室

千代田区内幸町2-2-1 日本プレスセンタービル8階

報告者：河原理子(朝日新聞東京本社社会部記者)

神田和則(TBSテレビコンプライアンス室長)

進 行：音好宏(上智大学メディアジャーナリズム研究所・教授)

企画趣旨

2016年7月の「津久井やまゆり園事件」、2017年10月の「座間9遺体事件」をはじめ、事件事故の被害者の実名発表・報道をめぐる論議が続いている。17年7月の九州北部豪雨で、自治体が行方不明者の氏名を公表しなかったように、近年の自然災害では死者・行方不明者名が公表されないケースが相次いでいる。

朝日新聞社発行の『ジャーナリズム』2016年10月号で曾我部真裕京大教授が指摘するように、80年代以降議論されてきた事件報道のあり方における実名報道の議論は、被疑者の人権から、被害者のプライバシーの問題に移ってきた。背景には、過熱するメディア取材への批判やプライバシー意識の高まりといった要因が考えられるが、とりわけインターネットの普及によって、だれもがどこでも情報を容易に受発信できるようになり、検索によって多量の情報に接するようになったことが挙げられる。プライバシーへの認識の広がりを背景に、「書かれたくないものは、おしなべてプライバシー」との主張はさておいても、自己に関する情報を自らが適切に管理できるようにする必要が高まり、個人情報保護法が制定され、忘れられる権利の必要性が議論されている。報道機関は、ネットの特性を意識してニュース掲載の期間、内容に配慮しているものの、1度掲載されたニュースはネット上に残り続けるため、検索によって、犯罪歴やプライバシーが暴かれ続ける。

一方、報道機関は、ニュースは日々の記録(歴史)であり、知る権利に奉仕する使命をもつとの考え方から、プライバシーや被害感情、今後の生活への影響などに配慮しつつ、実名報道の原則を維持してきた。実名報道は、読者・視聴者への強い訴求力を持ち、事実の重みを伝えることができ、社会に広く問題を提起することにつながる。しかし、報道機関の考えは、社会に広く理解されているだろうか。

警察や自治体の匿名発表も増えている。発表は実名であるべきだという報道機関の主張に揺らぎはないが、犯罪被害者基本計画では「警察による被害者の実名発表、匿名発表は、プライバシーの保護、発表することの公益性等を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な内容となるよう配慮する」と定められ、発表側に判断が委ねられている。事件・事故直後の被害者家族への取材のあり方や、SNS上の写真を紙面や放送に掲載することへの批判的な意見が強まっていることが、実名報道への拒否反応に表れている。

他方において、SNSの広がりなどを背景に、ジャーナリストに対するサイバー・アタックも急増している。世間から耳目を集めた犯罪や事故の被害者取材に関わった記者個人に

対して、その取材の仕方や報じ方がネット上での攻撃の対象になるなど、記者を取り巻く環境の変化も被害者報道を難しくしつつある。

研究会では、長く被害者の声に耳を傾ける取材を続ける河原氏と、放送現場で報道と人権、プライバシーの調和を模索し続けている神田氏から、ネット時代のいま、現場で向きあっている問題を報告いただき、被害者報道の現状とこれからの議論したい。

以 上